

関東地区聾教育研究会会則

第1章 総 則

- 第1条 この会は、関東地区聾教育研究会と称する。
- 第2条 この会の事務局は事務局長の所属校に置く。
- 第3条 この会の会員は、次の二種類とする。
- 1 関東地区にある聴覚障害教育を行う特別支援学校、研究機関等の教職員等。
 - 2 関東地区の聴覚障害教育を行う特別支援学校等を定年等で退職したもの。

第2章 目 的

- 第4条 この会は、聾教育の進歩向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3章 事 業

- 第5条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 会員の学術及び教育の研究に関する事業
 - 2 その他この会の目的達成に必要な事業

第4章 機 関

- 第6条 この会に次の機関を置く。
- 1 総会
 - 2 運営委員会
- 第7条 総会は、第3条の1の各学校等の会員から選出された代議員で構成し毎年1回開く。但し代議員の3分の1以上の要請があった場合、又は運営委員会において必要と認めた場合は、会長が臨時に召集する。
- 第8条 この会の会議はすべて会長が召集し、総会の正・副議長はその会議の都度、代議員中より選出する。但し運営委員会は会長が議長となる。
- 第9条 この会の会議は、それぞれの会議の構成人員の2分の1以上の出席で成立（委任状を含む）し、議事は多数決とする。可否同数の場合は議長が決定する。
- 第10条 総会に付議すべき事項は次のとおりである。
- 1 会則の改正に関する事項
 - 2 予算・決算に関する事項
 - 3 事業計画・事業報告に関する事項
 - 4 その他、この会の目的達成のために必要と認められた事項
- 第11条 運営委員会は、第14条・第15条により決定された役員（会計監査委員を除く）で構成する。
- 第12条 運営委員会は、次の業務を行う。
- 1 総会から付託された事項
 - 2 総会に提出する議案の作成

第5章 役員

第13条 この会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---|--------|-----|--------------|
| 1 | 会長 | 1名 | |
| 2 | 事務局長 | 1名 | |
| 3 | 事務局 | 若干名 | (会計1名、庶務若干名) |
| 4 | 運営委員 | 若干名 | |
| 5 | 会計監査委員 | 2名 | |
| 6 | 顧問 | 若干名 | |

第14条 各校等から選出する代議員の定数と任期は、次のとおりとする。

24名以下 代議員1名、25名以上49名以下 代議員2名、50名以上
代議員3名

任期は今年度の総会から翌年度までの総会までとする。但し再任を妨げない。

第15条 運営委員並びに会計監査委員は、総会で選出する。

第16条 会長、事務局長は運営委員の互選による。事務局は運営委員の中から会長が委嘱する。役員に欠員ができた場合は直ちに補選する。欠員の補充で就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。顧問は会長が委嘱する。

第17条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括し、運営委員会の議長となる。
- 2 事務局長は、会長を補佐し、会長に事故のあった場合は代行する。
- 3 事務局は、会長の指示により庶務会計を行う。
口座管理は会計担当者が勤務する学校の所在地に置く。
- 4 会計監査委員は、会計を監査する。
- 5 運営委員は、本会の運営にあたる。
- 6 顧問は、本会の運営に対し助言をする。

第6章 会計

第18条 この会の経費は、会費又は総会で承認を得て臨時に徴収する費用、及び寄付金、事業収益等で賄う。

第19条 会費は、年額2,500円とし、指定された期日までに納入する。

第20条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 附則

1 この会を運営するために必要な細則は、運営委員会で別に定める。

2 この会則は、平成5年5月14日から適用する。

平成9年5月16日に一部を改正し適用する。

平成16年5月20日に一部を改正し適用する。

平成17年5月20日に一部を改正し適用する。

平成18年5月23日に一部を改正し適用する。

平成19年5月15日に一部を改正し適用する。

平成24年5月22日に一部を改正し適用する。

平成25年5月20日に一部を改正し適用する。

令和元年5月13日に一部を改正し適用する。

令和4年5月12日に一部を改正し適用する。